

“お知らせ”

避難器具かんこうき緩降機の  
規格が改正されました。



株式  
会社

消防科学研究所

# 緩降機の規格が改正され、構造と形状が変更になり、操作が簡単になりました。

## 新しい緩降機の特徴

今回の改正は、使用者の身体を保持する着用具の改良が中心になっています。

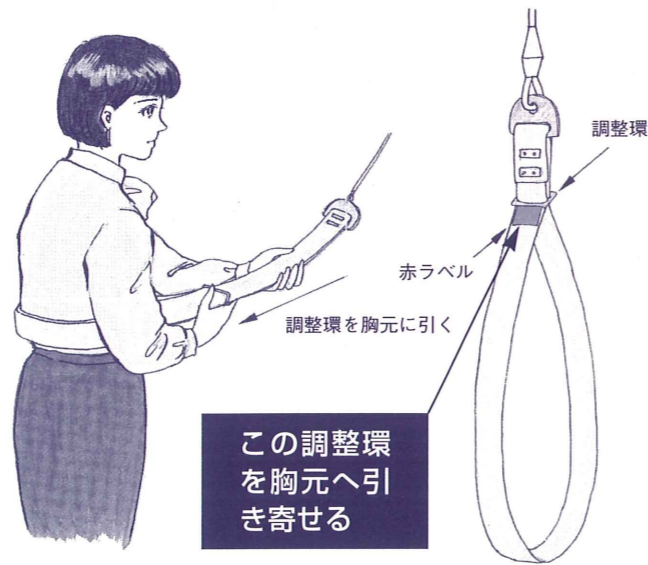
従来の緩降機では、使用する人を保持するベルトには、調整環があり使用者が胸囲に合わせて自分で調整環を引き寄せる操作が必要でした、そのため調整環の締め忘れ等がありましたので改正後の緩降機は、ベルトの一端に設けられた環によりできる着用具（ベルト）の輪の部分で使用者が頭からかぶって着用し、身体を保持するようになりました。

現在の製品では、使用者を保持する着用具を装着するだけで、内蔵されたバネの力で自動的にリングが引き寄せられるようになり、また、締め過ぎを防止するように考慮されています。

## ■着用具（旧呼称・ベルト部分）の構造及び形状の変更。

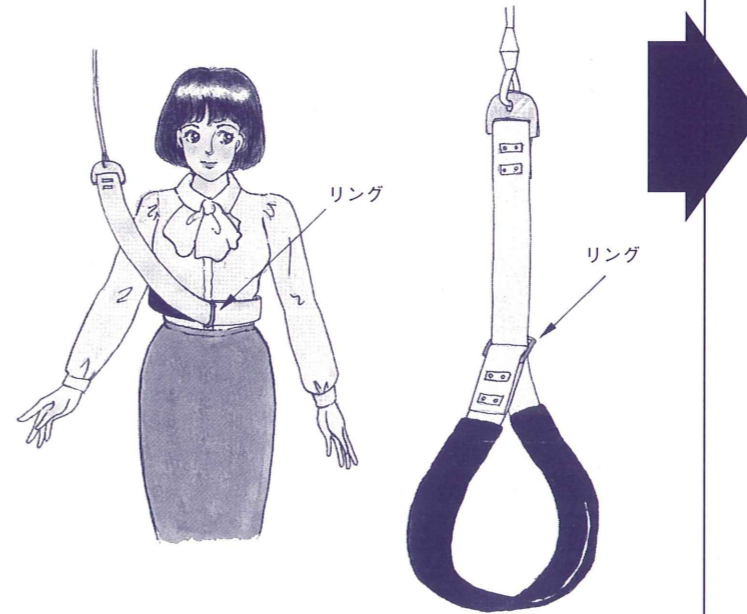
### 旧規格ベルト(例)

使用者がベルトの調整環（リング）を操作するとき、表示された使用方法を守らず、締め忘れや締め付けが不十分な状態のまま降下することがありました。



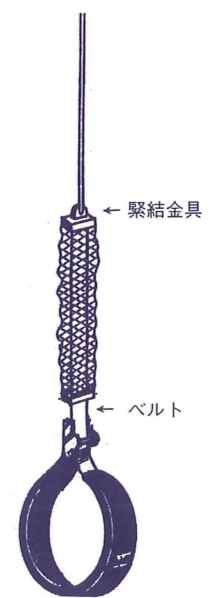
### 前規格着用具(例)

着用具にバネを内蔵することにより、装着するだけで着用具が自動的に身体に固定し、使用者の自重によって外れず緩まずに降下できます。



### 新規格着用具(例)

平成9年4月24日付で、緩降機の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令が施行され、下記の図のように着用具の構造が改良されました。



## その他の改良点

- 調速器本体の強度 ●リールの構造及び取扱方法



消防法に基づく国家検定品には、合格証が貼付されています。

## 失効品一覧

### 1 新失効品 (昭和48年11月以降～平成6年2月以前に型式承認を受けているもの)

型式番号	承認年月日	氏名
降第49～4号	昭和49. 8. 6	株式会社消防科学研究所
降第61～1号	61. 5.14	〃
降第5～1号	平成 5. 6. 1	〃
降第49～1号	昭和49. 4.27	株式会社特殊工機製作所
降第49～2号	49. 4.27	松本機工株式会社
降第50～7号	50.10.27	〃
降第50～8号	50.11.20	〃
降第51～4号	51. 6.24	〃
降第49～5号	49. 9. 4	株式会社八州製作所
降第49～5～1号	49.12.19	〃
降第50～1号	50. 1.10	上田興産株式会社
降第50～1号～2号	50. 4.19	〃
降第50～1号～3号	52.12.13	〃
降第50～1号～4号	54. 2. 2	〃
降第50～1号～5号	55. 4.16	〃
降第3～1号	平成 3.10.16	上田消防株式会社
降第3～1～1号	4. 5.18	〃
降第50～2号	昭和50. 4. 5	デウス工業株式会社

### 2 旧失効品 (昭和40年6月以降～昭和48年11月以前に型式承認を受けているもの)

型式番号	承認年月日	氏名
降第50～2～1号	昭和50. 9.16	デウス工業株式会社
降第50～3号	50. 4. 5	〃
降第50～3～1号	50. 9.16	〃
降第50～5号	50. 6.23	〃
降第50～5～1号	50. 9.16	〃
降第51～1号	50. 2. 4	〃
降第51～2号	51. 2. 4	〃
降第50～4号	50. 4.19	株式会社森下
降第50～4～1号	50. 7.11	〃
降第50～6号	50. 7.16	日本レギュレーター株式会社
降第52～1号	52. 6.16	〃
降第51～3号	51. 6. 7	有限会社尼昭鉄工
降第57～1号	57.11. 2	東洋化成株式会社
降第57～1～1号	58. 4. 1	〃
降第59～1号	59. 2.21	〃
降第59～2号	59. 7. 3	ロンシール工業株式会社
降第61～2号	61. 5.20	〃
降第62～1号	62. 2.24	サンシー株式会社
降第63～1号	63.12. 7	神戸海事株式会社

### 2 旧失効品 (昭和40年6月以降～昭和48年11月以前に型式承認を受けているもの)

型式番号	承認年月日	氏名
降第40～1号	昭和40. 6. 7	株式会社消防科学研究所
降第41～1号	41. 5.25	〃
降第40～1～1号	41. 9. 1	〃
降第40～1～2号	45. 2.19	〃
降第41～1～1号	41. 9.24	〃
降第41～1～2号	45. 2.19	〃
降第46～1号	46. 4.12	〃
降第46～2号	46. 4.12	〃
降第42～1号	42. 9.13	有限会社尼昭鉄工所
降第44～1号	44. 8.13	〃
降第48～5号	48.12.21	〃
降第43～1号	43. 8. 9	松本機工株式会社
降第48～1号	48. 2. 5	株式会社森下
降第48～4号	48.12. 1	上田消防建設株式会社
降第49～3号	49. 7. 5	株式会社八州製作所
降第48～2号	48. 6.30	津田政男
降第48～3号	48. 6.30	〃

※規格品との交換期限は平成14年2月28日迄です。

## 新しい規格に適合する製品に交換が必要です。

平成6年2月「緩降機の技術上の規格を定める省令」が改正され、改正前の規格で承認されていた型式が失効されました。  
失効された緩降機は下記の期限までに交換する必要があります。

### ●新規格品との交換期限

型式承認を受けた日		交換期限
昭和40年6月以降	昭和48年11月以前	平成9年2月末日迄
昭和48年11月以降	平成6年2月以前	平成11年1月末日迄

## 変更

平成9年自治省令第3号及び4号  
特例省令により

## 新規格品との交換期限

平成9年2月18日に緩降機の技術上の規格を定める省令の施行に伴う消防法施行令第30条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令の一部を改正する省令が変更されました。

型式承認を受けた日		交換期限
昭和40年6月1日以降	平成6年2月1日以前	平成14年2月28日迄

※昭和40年6月以前（未検定品）のものは、交換期間（昭和63年2月末日迄）が過ぎています。

経年変化による劣化の可能性があるため、早急に交換してください。

※失効された緩降機の修理及び部品交換は出来ません。

● 詳細についてのお問い合わせは、当社または当社代理店へ ●

製造元



株式会社

消防科学研究所

本社 TEL 03-3665-0451(代) 大阪支所 TEL 06-6261-4578  
FAX 03-3665-0454 FAX 06-6261-4568

代理店